

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

現代の日本では、さまざまな分野の課題が複雑化・複合化してきており、分野を超えた総合的な支援が必要となっています。今までの「縦割り」の公的な支援制度での限界が見えてきたこと、以前は地域や家族などのつながりの中で対応してきたことが、地域のつながりが弱まるなかで、社会的孤立や制度の狭間などの課題が表面化してきました。

このような背景から、国では「地域共生社会」の実現に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指しています。

市の人口は、平成 29 年 9 月 1 日現在 56,136 人（外国人を含む）で前年同月に比べて 136 人減となっています。また 65 歳以上人口（「高齢者人口」）は 14,041 人、高齢化率（65 歳以上の人口に占める割合）は 25.0%で前年同月に比べて 333 人増となっています。年齢別構成比で高齢者人口の割合のみが増加傾向となっています。

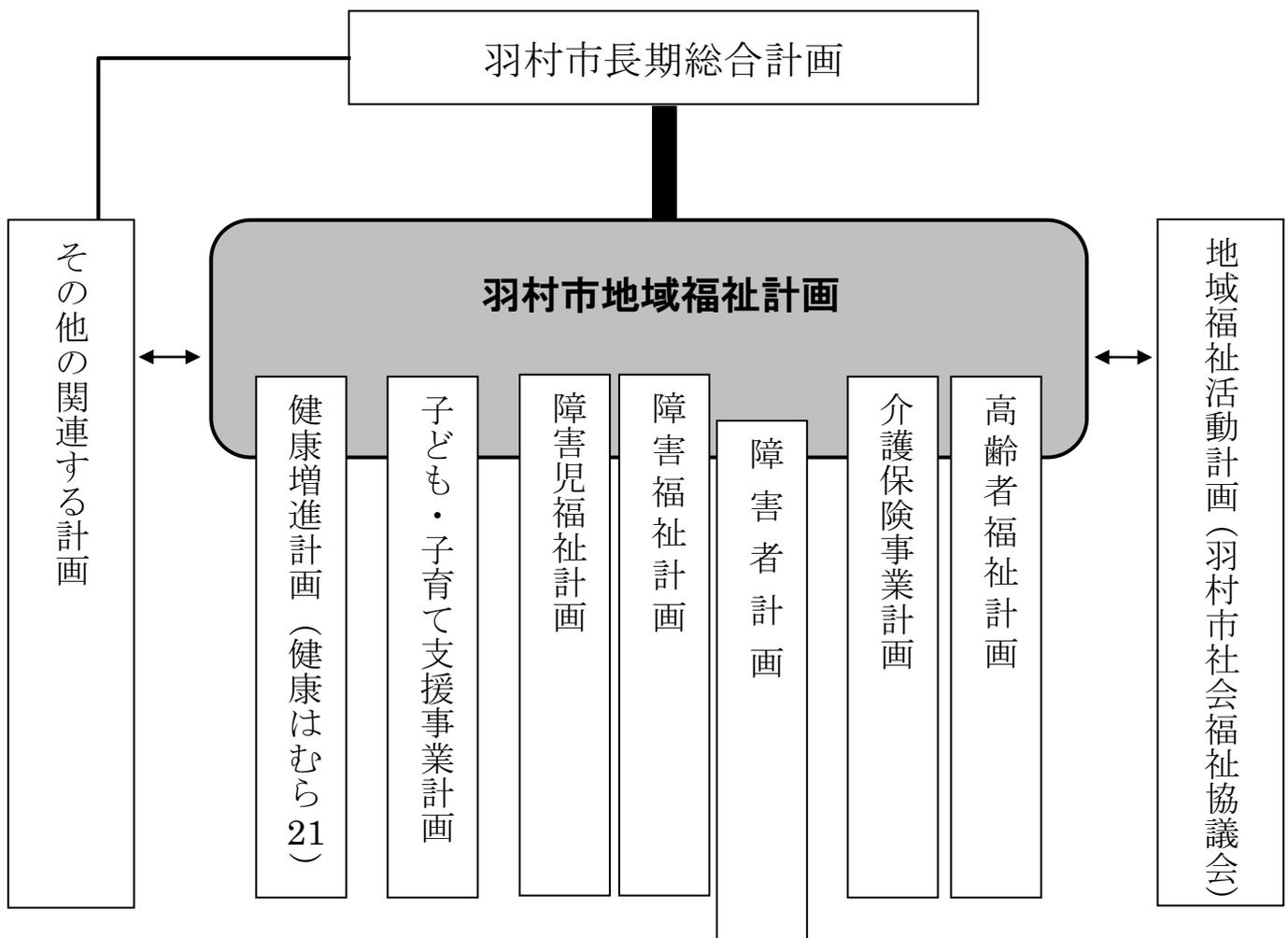
世帯状況では、単身世帯が増加していますが、その中には高齢者のひとり暮らしが含まれています。ひとり暮らし高齢者の孤立死が社会問題となっており、市においても対策が求められています。

また、介護の必要な人や障害のある人など、日頃から援護を必要とする人も増加しており、見守りや安否確認などの支援についてのニーズが高まっています。

市では平成 25 年 3 月に「第四次羽村市地域福祉計画」を策定し、「人間性の尊重」「共に支え合い、共に生きる社会づくり」「生活の質の向上」「市民参加と協働による地域福祉の推進」の基本理念の実現に向けて、各種施策を進めてきました。これからも社会情勢や地域変化に伴い、さまざまな地域福祉施策が求められます。そこで、第四次羽村市地域福祉計画の進捗状況を踏まえつつ、上位計画である「第五次羽村市長期総合計画」の福祉・健康分野の基本目標である「安心して暮らせる支えあいのまち」を実現するために、今後 6 年間の羽村市の地域福祉の方向を示す「第五次羽村市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- 本計画は、*社会福祉法第 107 条に規定されている「市町村地域福祉計画」として策定します。
- 『羽村市長期総合計画』の下位計画として策定します。
- 障害者計画・高齢者福祉計画等の福祉分野の上位計画として策定します。
- 福祉および関連する各分野の計画を包含した「共通する理念」や「福祉施策全体に共通する目標」を掲げ、「地域福祉の推進に重点を置いた計画」として位置づけます。
- 羽村市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。
- 国および東京都がそれぞれ策定した関連の計画や市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

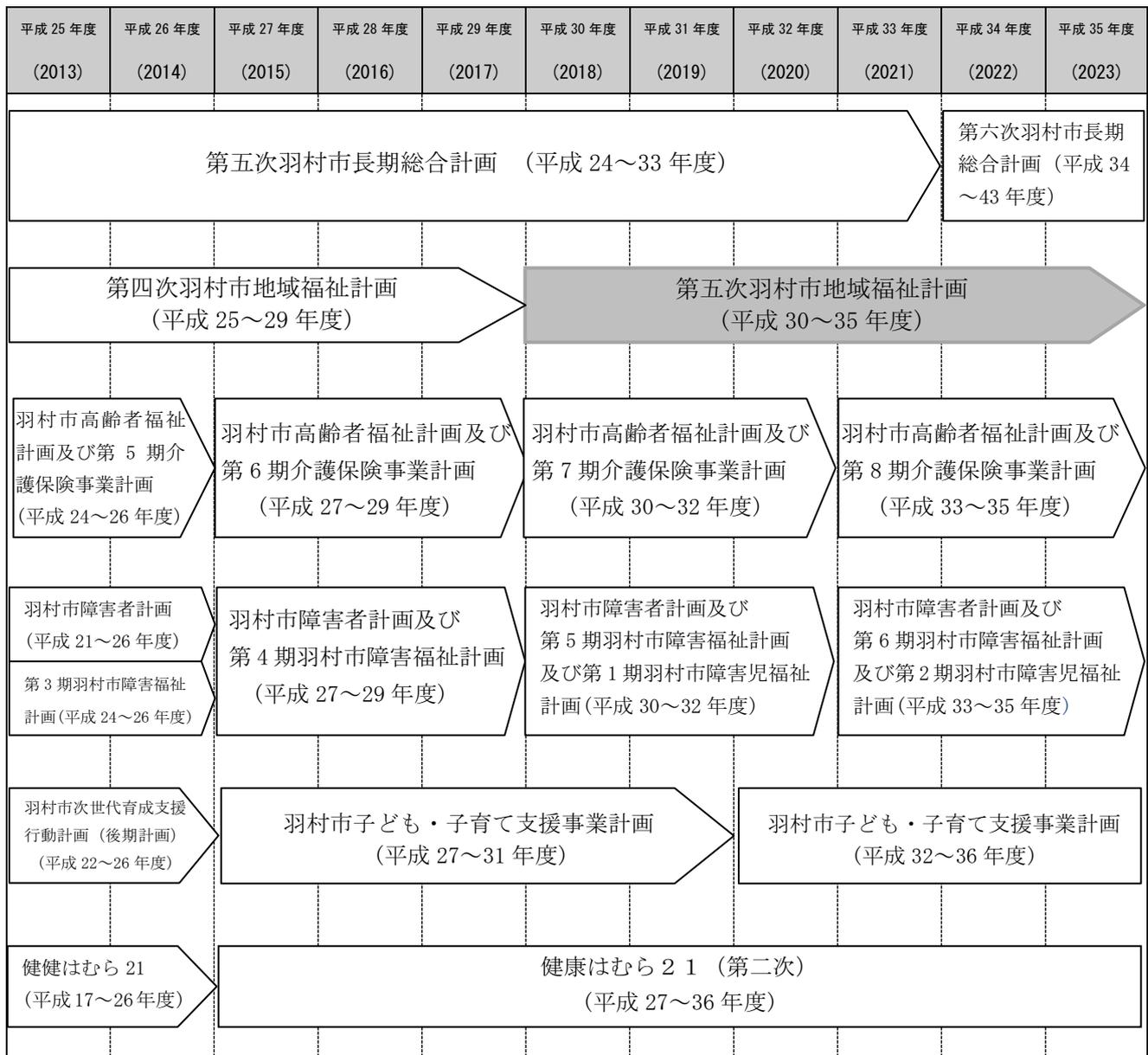


3 計画の期間

第五次羽村市地域福祉計画の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

なお、社会情勢の大きな変化などにより、必要に応じて3年毎に見直しを行うこととします。

図表 3-1 計画の期間



4 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、公共的な団体や市内福祉関係団体の代表者、知識経験者をはじめ、公募による市民の代表を含む 20 人の委員で構成する「羽村市地域福祉計画審議会」を設置し、審議を重ねました。

計画策定の前年度である平成 29 年 3 月には 20 歳以上の市民 1,000 人を対象に、地域福祉を一体的・計画的に推進するための意見・要望などを把握する目的で「羽村市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、市の関係部署の職員で構成する「羽村市地域福祉計画策定委員会」において、具体的施策等を総合的に検討しました。